

松河戸公民館利用規定

松河戸公民館（学習等教養施設）は、地域の皆さんが学習・集会等の目的に利用することにより、心の豊かさとふれあいのある地域社会をつくるための施設です。

1. 利用時間

- (1) 利用時間は原則として午前8時30分から午後9時30分までとする。
- 2) 下記区分以外の利用を希望する人は必ず事前に管理者の許可を受けること。
- 3) 利用時間の区分は下記の通りとし、準備及び後始末の時間を含めることとする。
(利用時間の区分) (1) 午前・・・ 8時30分～12時30分
(2) 午後・・・ 13時00分～17時00分
(3) 夜間・・・ 17時30分～21時30分

2. 休館日

- 1) 公民館の休館日は年末年始（12月29日～1月3日）とする。
但し、下記の事由により事前に予告掲示をして臨時に休館することがある。
 - (1) 点検・補修等のため
 - (2) 春日井市から公共施設等の利用制限が発出された場合
- 2) 年末年始に利用を希望する人は事前に管理者の許可を受けること。

3. 利用の手続き

- 1) 利用の予約は利用する日の1か月前から申し込むことができる。
- 2) 利用の申し込みは、所定の申込書を管理者（管理人）に利用料を添えて申し込むこと。
- 3) 利用の許可は原則として申込受付順とする。
- 4) 利用許可後でも、公共団体が緊急に利用する必要が生じた時、管理者（管理人）がやむを得ない理由があると認めたときは、許可を取り消すことがある、尚損害・違約金が発生したとき責任は負わない。
- 5) 2か月以上1年未満の長期にわたって定期的に利用を希望する場合はその長期予約を申し込むことができる。
この場合、利用料の支払い方法は、利用料の1か月分を一括してその前月15日までに支払い、以降同様に毎月15日までに1か月分を前納すること。
- 6) 利用を中止、及び変更する場合は速やかに管理者（管理人）に申し出ることとする。
また前納した利用料については、利用日の10日前までに中止または変更の申し出がない場合は返納しないものとする。
長期予約に関わる利用の中止、又は変更の場合は本項規定に関わらず一切返納しない。
- 7) 前納した利用料の扱いについて前項の規定による、判断が困難な場合は公民館運営委員会の協議の上決定する。

4. 利用上の注意

- 1) クラブ活動等定期的に利用される各種団体には、1年間に限り、その代表者に借用書をもって鍵を貸し出すこととする。
- 2) 利用する時は管理者から鍵と後始末確認表を受け取ること。
- 3) 鍵の借用及び返却時間は原則として前後30分とし、特別の事情がある場合は事前に管理者に連絡すること。
- 4) 利用後、代表者は清掃と、使用した備品・器具の片付けなどを済ませ、確認表に鍵を添えて管理者に返却すること。
- 5) 空き箱・空き缶・ゴミなどは公民館内外に放置しないで各自が持ち帰り始末をすること。

5. 禁止行為

- 1) 喫煙（館内禁煙とする）
- 2) 危険物を持ち込んだり、危険な行為、行事をすること。
- 3) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- 4) 許可なしに壁・扉などに張り紙をしたり釘類を打つこと。
- 5) 公の秩序を乱し又は公益を害する恐れのある行為をすること。
- 6) 営利目的のために物品販売をすること。
- 7) その他、公民館の管理運営上支障のある行為をすること。

6. 利用の制限

- 1) 原則として定例的な利用は週1回、継続利用は1か月のうちで3日を限度とする。
但し、管理者（管理人）が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。
- 2) 利用する団体・個人の代表者は松河戸区民に限る。
- 3) 本規則に定めたことに対して重大な違反や過失があった場合は以降の利用を禁止する。

7. 損害の賠償

利用者の故意、又は過失により施設や設備・器具等を棄損、もしくは滅失した場合は、その損害を賠償するものとする。

8. 公民館利用料

公民館を利用する場合は下記の利用料を支払うものとする。利用料の支払いは前納とし、利用時間の区分に従って徴収する。ただし、次の要件を全て満たす場合は、下記の区民の欄の基本利用料から3割減額する。

- 1) 区民が代表者で、月1回以上の割合で3か月以上継続して公民館を使用していること。
- 2) 団体の会員の人員が5人以上で、かつ、松河戸区在住及び在勤の者が3分の2以上であること。
- 3) 区に団体の名簿（別紙様式の名簿）を提出し、かつ、区民であればだれでも自

由に加入できる団体であること。

記

部 屋	一 般	区 民	松河戸区関係団体
集会室 (ホール)	5,000円	基本利用料2,000円 (3割減額、1,400円)	無 料
和 室	2,000円	基本利用料1,000円 (3割減額、700円)	無 料
会 議 室	2,000円	基本利用料1,000円 (3割減額、700円)	無 料

1) 松河戸区関係団体

区・町内会・氏子(神社)・道風長寿会・遺跡保存会
松河戸区関係団体に準ずる団体。

2) 利用時間の区分

松河戸公民館利用規定1の利用時間区分(1)・(2)・(3)に分離された時間帯とする。

9. 付則

この規定に定めない事項については、その都度状況に応じて、管理者(管理人)が決定する。

付記

この規則は平成20年4月1日(2008年)より施行する。

この規則は平成26年4月1日(2014年)より一部改定する。

この規則は平成27年2月6日(2015年)より一部改定する。

この規則は平成28年4月1日(2016年)より一部改定する。

この規則は令和3年12月1日(2021年)より一部改定する。